同志社大学大学院司法研究科

2018年度春学期末試験問題

科目名：○国際私法Ｉ

担当者：高橋宏司

持込参照：一切不可（「司法試験用六法」を試験会場で貸与）

試験時間：90分

講評会：

夫婦である甲国人男Xと甲国人女Yは、ともに日本に常居所を有している。XとYは、両者の夫婦財産についての契約(「本件夫婦財産契約」)を締結した。この状況の下で、次の各問いに答えなさい。なお、各問いは、特に断りのない限り、互いに独立している。

(1) XとYは、婚姻前から日本に長年居住しており、Yは、婚姻前に、日本に所在する建物Pを所有していた。本件夫婦財産契約は、XとYの婚姻に先立って締結され、婚姻前に各自が有していた財産は、婚姻後も各別に帰属すると定めている。ところが、甲国法は、婚姻前に各自が有していた財産も含めて、婚姻後は、夫婦の財産は共有となるとしており、夫婦が別段の合意をしても無効であるとしている。PはXとYの共有となるか。(期末試験総点80点中15点)

(2) 本件夫婦財産契約には、XまたはYが日常の家事に関して第三者と契約をしたとき、これによって生じた債務について、他の一方が連帯してその責任を負うことはないとする条項(「本件条項」)が入っている。Yは、自動車販売を業とするZとの間で、自家用車の購入契約(「本件契約」)を日本において締結した。本件契約の締結時に、Zは、Yが外国人であることや夫婦財産契約を結んでいることを知らなかった。甲国法は、夫婦の一方が日常の家事に関して第三者と法律行為をしたときは、他の一方は、これによって生じた債務について、連帯してその責任を負うとするが、夫婦の別段の合意に効力を認めており、本件条項は、甲国法の下では有効である。本件条項は、日本法の下では、無効であると解されるものとし、本件契約は、本件条項や、甲国法および日本法に言う「日常の家事」に関するものであるとすると、本件契約の代金債務につき、Xは、Zに対して、Yと連帯して責任を負うか。(期末試験総点80点中15点)

(3) 前問の事例で、本件契約の締結に先立って、XおよびYが本件夫婦財産契約を日本において登記していたとする。本件契約の代金債務につき、Xは、Zに対して、Yと連帯して責任を負うか。(期末試験総点80点中5点)

(4) 本件夫婦財産契約は、日付を付した書面によって、婚姻後に締結された。同書面には、XおよびYの記名および捺印がされているが、両者の署名はされていない。また、同書面には、XとYの夫婦財産制の準拠法として、日本法を選択する条項が入っている。甲国法上、夫婦財産契約は、婚姻後に締結されたことを理由としては、無効とならない。本件夫婦財産契約は、婚姻後に締結されたことを理由として、無効となるか。(期末試験総点80点中10点)

(5) 本件夫婦財産契約は、日付を付した書面によって、日本において締結された。同書面には、XおよびYの記名および捺印がされているが、両者の署名はされていない。また、同書面には、XとYの夫婦財産制の準拠法として、日本法を選択する条項が入っている。甲国法上、夫婦財産契約は、夫婦の署名した書面により締結されなければ、無効である。本件夫婦財産契約は、XおよびYの署名がされていないことを理由として、無効となるか。(期末試験総点80点中15点)

(6) XとYは、やがて不仲になり、日本国内で別居を始めた。YのXに対する婚姻費用分担請求の準拠法は何国法か。(期末試験総点80点中10点)

(7) XとYは、やがて不仲になり、日本で裁判離婚した。YのXに対する離婚後の扶養請求の準拠法は何国法か。(期末試験総点80点中10点)